

多摩センター駅で駅頭宣伝にとりくみました

＝高プロ制度反対！仕事や職場のトラブル、悩みはCUへ！＝

2018年5月24日（木）17時から18時まで多摩センター駅で駅頭宣伝にとりくみました。

駅を利用している市民に、今国会で、政府与党が強行採決しようとしている「働き方改悪法案」について、高度プロフェッショナル制度（高プロ制度）をはじめ、労働者の命を脅かす法案は成立させてはならないと訴えました。また、労働者の人権が無視されるなどで、CUの労働相談に寄せられる深刻な実態や労働組合として解決してきた経験を訴えました。



この日の行動に参加した人は、5人でした。配布物は、CUのパンフレット、労働相談会の案内、高プロ制度反対のティッシュを120セット準備しましたが、1時間ですべてまき終わりました。

24時間労働を48日間連続させても合法！高プロ制度

政府与党が国会で強行成立をめざしている「働き方改革関連一括法案」の中には：

- ・究極の働かせ放題となる「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」の創設
- ・過労死ライン（月100時間未満）の時間外労働の上限導入

など、働くものの命にとって、大変危険な法案が盛り込まれています。

とくに「高プロ」は、時間外・深夜割増手当も支払わずに、週休2日にあたる年間104日の休みさえあれば、24時間労働を48日間連続させても違法にならず、年間6144時間（※フルタイムで働く労働者の2017年の総実労働時間は年間2016時間ですから、その3倍）の就労を命じても合法という、とんでもない過労死促進制度です。まさに「現代の奴隷制」です。



年収1075万円以上の人限定すると政府は言いますが、この要件は引き下げることは可能で、年収400万円まで拡大する可能性があります。政府与党は、5月25日の衆院厚生労働委員会でこの法案の採決を強行し、この国会での成立に突き進んでいます。なんとしてでも阻止し、廃案に追い込みましょう。

第15回労働相談会をひらきました これからもつづけます



2018年5月27日（日）18時から20時までベルブ永山の学習室で第15回多摩・稲城労働相談会を開きました。事前に一部新聞での折り込みや駅頭宣伝などを行いました。これからも労働相談会が定例で開かれていることを大事にして、今後も続けていきたいと思えます。

労働相談は、相談会以外にも、いつでも受けています。

⇒⇒ 労働相談ホットライン090-2247-1166

（コミュニティユニオン三多摩協議会）、090-5434-8835（多摩・稲城労連 渡辺）

CU三多摩のとりくみ パワハラ解雇問題解決

ベビーシッター会社のパート職員のパワハラ解雇問題が、裁判所で和解解決しました。問題が発生してから、約1年半にわたる争議での解決です。団体交渉の事実上の拒否→労働審判→本訴という経過をたどりました。解雇された本人が最後まであきらめなかったこと、本人を支えた、白根弁護士活動、CU組合員の支援などが今回の解決に結実しました。

◇高野山の僧侶に労災認定 64日間連続勤務、うつ病に

5/17(木) 12:20 配信 (朝日新聞社)

世界遺産・高野山（和歌山県高野町）の寺院に勤める40代男性僧侶が、宿坊などでの連続勤務が原因でうつ病を発症して休職したとして、橋本労働基準監督署が労災認定していたことがわかった。男性僧侶は寺院を運営する宗教法人に対し、慰謝料や未払い賃金など計約860万円を求めて和歌山地裁に提訴した。

訴状によると、男性は2008年から寺院で働き始めた。午前5時ごろから読経の準備などを始め、昼間は宿坊のフロント係としての受け付け業務などを担当。勤務時間が午後9～11時ごろまで及びこともあったという。高野山開創1200年の15年には宿泊者が増えて忙しくなり、3月25日～5月27日の64日間、9月17日～10月18日の32日間、連続で勤務した。同年12月ごろにうつ病になり、16年3月から休職。

橋本労基署は労災と認定し、17年11月に休業給付支給を決定した。提訴は4月27日付。寺院側は「提訴事実を把握しておらず、コメントは致しかねる」としている。

CU多摩・稲城 6月の役員会の予定

2018年6月7日（木）18時から19時

ベルブ永山喫茶コーナー

組合員の方ならどなたでも参加できます。